

食料自給率向上を国の法的義務とすることを求める要望意見書

国は令和6年の通常国会で食料・農業・農村基本法の改正を目指しています。

我が国のカロリーベース食料自給率38%は先進国の中でも最低となっており、また、穀物自給率28%は世界185か国で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は基本計画で食料自給率目標を設定したものの、法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

国が改正を目指す新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

今、世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって、国においては、新基本法では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を国の法的義務とするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令6年3月27日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣